

令和 2 年第 4 回北本市議会定例会 議会報告会
健康福祉常任委員会報告

1 審査年月日 令和 2 年 12 月 4 日(金)

2 場 所 委員会室 1

3 出席委員 金森すみ子、日高英城、高橋伸治、渡邊良太、
岸 昭二、松島修一

4 議案の概要と審査結果

議案 番号	件 名	要 旨	審査 結果
9 3	北本市学童保育室設置及び 管理条例の一部改正について (福祉部子育て支援課)	1 趣旨 栄小学校を石戸小学校に統合 することを踏まえ、栄学童保育 室の名称を変更するもの 2 内容 栄学童保育室の名称変更（第 2 条） 3 施行期日 令和 3 年 4 月 1 日	挙手 全員

（１）「現在ある石戸学童保育室を拡張しない理由について」質疑したところ、「北本市公共施設マネジメント計画においても、今後は児童数の減少が進むため、学童保育室については過剰な投資をせず必要数を維持するという方針が示されています。加えて、石戸小学校と栄小学校で行った学校統合説明会における保護者の意見及び指定管理者である北本うさぎっ子クラブからも市長宛てに栄学童保育室の残置に関する要望書が提出されていることから、総合的に判断し、今の施設を活用するということになりました」との答弁がありました。

（２）「学校から離れた学童保育室に通うことについての他市の事例について」質疑したところ、「鴻巣市は、学校から離れた学童保育室に通う児童のために、指定管理者がボランティアの方と契約して、ボランティアの方が学校まで迎えに行き、お子さんを学童保育室まで連れてくるということを行っています」との答弁がありました。

（３）「送迎等の準備体制について」質疑したところ、「石戸小学校から栄学童保育室までの送迎は、指定管理者へお願いをする予定です。運営に当た

ってはこれまでも指定管理者と十分に打合せを行っており、低学年を中心に送迎等の準備体制ができていると聞いています」との答弁がありました。

（４）「指定管理者が学校から学童保育室までの送迎を行う際の費用について」質疑したところ、「基本的には今の指定管理料の中で対応できるということです。しかしながら、小学校の行事関係で遅くなる等、個別の対応がどの程度見込まれるか、現在打合せ中ですので、今後費用に不足が生じた場合には、令和３年度当初予算に必要経費を計上します」との答弁がありました。

（５）「石戸第一学童保育室に統合するということも視野に入れているか」と質疑したところ、「学校統合に伴い、一時的に人数が増えるための措置ですが、児童数の減少が進んだ場合には、石戸第一学童保育室へ統合する方向で考えています。目安といたしましては、石戸第一学童保育室の床面積をガイドラインの面積1.65平方メートルで割り返しますと54から55人ですので、第一と第二合わせて54から55人程度になりましたら、統合する方向で考えています」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

議案 番号	件 名	要 旨	審査 結果
94	北本市介護保険条例の一部 改正について (健康推進部高齢介護課)	1 趣旨 地方税法の一部改正に伴い規定を整備するとともに、介護保険料に係る減免の申請期限を緩和するもの 2 内容 (1) 地方税法の一部改正に伴う規定の整備（第3条ほか） (2) 減免の申請期限の緩和（第9条） 3 施行期日等 (1) 施行期日（附則第1項） 令和3年1月1日ほか (2) 経過措置（附則第2項・附則第3項）	挙手 全員

（１）「市長がやむを得ない理由があると認めた場合とはどのような事を想定しているのか」と質疑したところ、「風水害等の自然災害や、病気療養等で納付が困難な場合を想定しています」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

議案 番号	件 名	要 旨	審査 結果
9 5	北本市国民健康保険税条例 の一部改正について (健康推進部保険年金課)	1 趣旨 地方税法施行令等の一部改正を踏まえ国民健康保険税の課税額の限度を改定するとともに規定を整備し、及び国民健康保険税に係る減免の申請期限を緩和するもの 2 内容 (1) 課税額の限度の改定(第2条) (2) 減免の申請期限の緩和(第25条) (3) 規定の整備(第22条ほか) 3 施行期日等 (1) 施行期日(附則第1項) 令和3年1月1日ほか (2) 経過措置(附則第2項)	挙手 全員

(1)「課税限度額の改正により、影響を受ける世帯と金額について」質疑したところ、「今回課税限度額の医療分を61万円から63万円に、介護分を16万円から17万円に改正いたします。それにより医療分については、影響を受ける世帯が131世帯、金額にして約239万円です。介護分については54世帯で、約43万円の影響額となります」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

議案 番号	件 名	要 旨	審査 結果
9 8	公の施設の指定管理者の指定について (福祉部子育て支援課、教育部生涯学習課)	1 公の施設の名称 北本市立児童館、北本市立こども図書館、北本市子育て支援センター及び北本市北本駅子育て支援センター 2 指定管理者として指定するもの	挙手 全員

		北本まちづくり共同事業体 (1) 代表構成員 埼玉県鴻巣市逆川1丁目2番2-502号 街活性室株式会社 代表取締役 斎藤徹 (2) 構成員 東京都文京区大塚3丁目1番1号 株式会社図書館流通センター 代表取締役 細川博史 (3) 構成員 埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字五味前426番4 NPO法人カローレ 理事 浅見要 3 指定の期間 令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで	
--	--	---	--

(1) 「今回廃止した事業と新たに追加した事業について」質疑したところ、「児童館の学童保育室の利用人数が少ないため、学童保育事業を令和3年度から廃止します。新たに追加した事業は2事業あり、一つ目が利用者支援事業で身近な場所で子育て家庭からの日常的な相談を受けたり、個別のニーズを把握して子育て支援に関する情報を提供する事業です。二つ目はファミリー・サポートセンター事業で子どもの預かり等の援助を受けたいという方と援助をしてもいいという方の相互の連絡や利用調整を行う事業です」との答弁がありました。

(2) 「これまでの指定管理者と比較して優れている点について」質疑したところ、「指定管理候補者選定委員会において、これまでの指定管理者と比較して高く評価された点は、地域との連携や、児童館、こども図書館、地域子育て支援センターにおいて特色ある事業を計画していたことでしたので、担当課としてもこれまでの指定管理者より質の高いサービスを期待できると考えています」との答弁がありました。

(3) 「具体的な事業提案について」質疑したところ、「地域との連携に関しては、市内団体と連携した各種イベント開催や、学童保育室と連携した児童館での遊び場体験、地域の講師を招いた未来カレッジ北本を開催するという提案がありました。こども図書館、児童館、子育て支援センターでの特色ある事業に関しては、この事業体で運営している地域ポータルサイトを活用して事業を周知することや、中央図書館と連携を図った事業を展開すること、

リモート子育て相談等の提案がありました」との答弁がありました。

（４）「**図書の電子化について、５年後に指定管理者が変更になった場合について**」質疑したところ、「５年後に指定管理者が変更になった場合でも、このシステムを契約していただければ提供が可能ですので、新しい指定管理者には事業が継続されるように働きかけをしていきたいと考えています」との答弁がありました。

（５）「**３者が一体となった北本まちづくり共同事業体という会社であるが、北本という名前がつくからには市内で何か事業をした実績はあるのか。また他の自治体での実績について**」質疑したところ、「北本市での実績はありません。他の自治体に関しても３者での実績はありませんが、３者のうち街活性室株式会社とＮＰＯ法人カローレの２者はこれまでに共同で他の自治体の児童館業務を請け負った実績がございます」との答弁がありました。

（６）「**３者で仕事をした実績がない組織に任せるに当たり、資本金等について、それぞれの会社を客観的に判断したのか**」と質疑したところ、「共同体を構成する３者の企画提案書で、過去３年間の決算報告書、ＮＰＯ法人の活動計算書及び法人の登記簿等を確認し、資本金や会社の純利益等を含めて、指定管理者として委託することに問題ない事業者であると判断しました」との答弁がありました。

（７）「**５年間の継続をどのように担保するのか**」と質疑したところ、「今回から仕様書の見直しを行い、仕様書の中に指定管理者に対して業務の改善を勧告することができるという規定を追加しました。加えて、今後指定管理者と締結する基本協定書の中には、第９章指定管理期間満了以前の指定の取消しということで、第３９条第３項に指定管理者が本協定内容を履行せず、またこれらに違反した場合、あるいは第９項として業務に関する収支状況が良好でなく、次年度以降改善の見込みが無い場合、これらに該当するときは契約を解除できるということを明記しましたので、５年の契約期間においてしっかりと注視して、必要な対応をとっていきたいと考えています」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。